

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 1 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 鈴木 健吾

1. 調 達 内 容

- (1) 調 達 物 品 及 び 数 量 小型貨物自動車 一台
- (2) 調 達 物 品 の 仕 様 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 令和 9 年 2 月 2 6 日
- (4) 納 入 場 所 鹿児島県大島郡瀬戸内町俵崎山原 9 5 5 - 5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所奄美庁舎
- (5) 入 札 方 法 入札金額は、小型乗用自動車（以下「自動車」という。）
購入の金額とし、入札者は、当該自動車購入に要する一切の
諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
入札書に記載された金額に当該金額から自動車税環境性能
割、自動車税種別割、自動車重量税、自動車損害賠償責任
保険料及び自動車リサイクル料金のうち資金管理料を除く
金額、預かり法定費用（検査登録費用・車庫証明費用）の
非課税対象料金（以下「自動車税等」という。）を除いた
金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該
金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消
費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者
であるかを問わず、見積もった契約希望金額から自動車税
等を除いた金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額に自動
車税等を加算した金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「車両類」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

鹿児島県長崎市多以良町 1 5 5 1 - 8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所
管理部門管理課
電 話 0 9 5 - 8 6 0 - 1 6 0 8
F A X 0 9 5 - 8 5 0 - 7 7 6 7

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「『小型貨物自動車』入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「『小型貨物自動車』入札説明書メール

にて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和8年7月8日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和8年7月27日 14時00分
長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 小会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和8年7月24日 17時00分
3.①に同じ。

6. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書に定める総合評価落札方式をもって落札者を決定する。

(6) 競争参加者は、入札説明書に定める総合評価落札方式による評価のための書類を提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

1. 品名 小型貨物自動車
2. 数量 1台
3. 使用目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構奄美庁舎における現地調査、研究等の業務、それらに附帯する業務のほか、職員及び来客の送迎、資材の運搬に使用する。
4. 仕様 (新車 未登録車に限る)
 - 1) グリーン購入法に定められた貨物自動車の判断基準のうち、別紙：表4-1 ガソリン小型貨物自動車に係る燃費基準を満たしていること。
 - 2) 総排気量：2000cc クラス程度
 - 3) 使用燃料：レギュラーガソリン
 - 4) 駆動方式：後輪駆動
 - 5) 変送装置：オートマチック
 - 6) ハンドル：右
 - 7) 乗車定員：3／6／9人（9人以上）
 - 8) 安全装備：全席 シートベルト
運転席及び助手席 エアバッグ
ABS装置
 - 9) 荷室スペースとして、2列目以降の座席を畳んだ状態で、平らな床面に奥行き 1900mm×幅 1500mm×高さ 1300mm 程度の空間を確保できること。
 - 10) 運転支援システム：追突回避機能（衝突被害軽減ブレーキ）・誤発進抑制機能・車線逸脱抑制又は警報機能 同等以上の機能
 - 11) 装備品（新品）下廻り防錆塗装
ドライブレコーダー（360度撮影）＋リヤカメラ
バックモニター
フロアマット
荷室防水マット
エアコン＋リヤクーラー
5. 納入場所 鹿児島県大島郡瀬戸内町俵崎山原955-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所奄美庁舎
6. 納入期限 令和9年2月26日

7. 特記事項
- 1) 納入時まで登録手続きを完了させること。なお、登録を行う際の所有者及び使用者の氏名又は名称、住所については次のとおりとする。
(所有者)
氏名又は名称：国立研究開発法人水産研究・教育機構
住所：神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1丁目1-25
(使用者)
氏名又は名称：国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所奄美庁舎
住所：鹿児島県大島郡瀬戸内町俵崎山原955-5
 - 2) 購入にあたり必要な自動車取得税、自動車重量税、自動車税を当所に代わり納付すること。
 - 3) 自動車損害賠償責任保険料25ヶ月分を当所に代わり支払うこと。
なお「自動車損害賠償責任保険証明書」の保険契約者の住所及び氏名については次のとおりとする。
住所：神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1丁目1-25
氏名：国立研究開発法人水産研究・教育機構
 - 4) 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づき、当所に代わり車庫証明の手続きを行うこと。
 - 5) 購入に必要な「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で定められたリサイクル料金を当所に代わり納付すること。
8. その他
- 詳細については担当職員の指示に従うこと。

別紙 1

車両重量が ¹ 、196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が ¹ 、311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が ¹ 、421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が ¹ 、531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が ¹ 、651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が ¹ 、761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が ¹ 、871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上
車両重量が ¹ 、991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が ² 、101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が ² 、271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

表3 小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表4—1 ガソリン及びディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード又は WLTC モード燃費基準

区 分			燃費基準値	
変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	ガソリン	ディーゼル
	741kg未満	構造A	25.3km/L以上	27.8km/L以上
	741kg以上 856kg未満		22.5km/L以上	24.8km/L以上
	856kg以上 971kg未満		20.4km/L以上	22.5km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		18.7km/L以上	20.6km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		16.7km/L以上	18.3km/L以上
	1,196kg以上		15.2km/L以上	16.7km/L以上
手 動 式	741kg未満	構造B	18.9km/L以上	20.8km/L以上
	741kg以上 856kg未満		18.4km/L以上	20.2km/L以上
	856kg以上 971kg未満		17.9km/L以上	19.7km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		17.5km/L以上	19.2km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		15.0km/L以上	16.5km/L以上
	1,196kg以上1,311kg未満		13.6km/L以上	14.9km/L以上
	1,311kg以上1,421kg未満		12.5km/L以上	13.8km/L以上
	1,421kg以上1,531kg未満		11.6km/L以上	12.8km/L以上
	1,531kg以上1,651kg未満		10.9km/L以上	11.8km/L以上
	1,651kg以上1,761kg未満		10.4km/L以上	15.1km/L以上
	1,761kg以上1,871kg未満		9.9km/L以上	14.3km/L以上
1,871kg以上1,991kg未満	13.7km/L以上			

	1,991kg以上			13.1km/L以上
手動式以外のもの	741kg未満	構造B	18.4km/L以上	20.2km/L以上
	741kg以上 856kg未満		17.8km/L以上	19.6km/L以上
	856kg以上 971kg未満		17.3km/L以上	19.0km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		16.8km/L以上	18.5km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		14.7km/L以上	16.1km/L以上
	1,196kg以上1,311kg未満		13.2km/L以上	14.6km/L以上
	1,311kg以上1,421kg未満		12.2km/L以上	13.4km/L以上
	1,421kg以上1,531kg未満		11.3km/L以上	12.4km/L以上
	1,531kg以上1,651kg未満		10.5km/L以上	11.6km/L以上
	1,651kg以上1,761kg未満		10.0km/L以上	12.6km/L以上
	1,761kg以上1,871kg未満		9.5km/L以上	12.3km/L以上
	1,871kg以上1,991kg未満		9.2km/L以上	12.2km/L以上
	1,991kg以上2,101kg未満			12.0km/L以上
	2,101kg以上			11.7km/L以上

- 備考) 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。
- ア 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。以下同じ。

表4-2 LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
	手動式以外のもの	828kg以上	構造A	14.8km/L以上
			構造B	12.7km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	12.9km/L以上
			構造B	12.1km/L以上
軽量貨物車	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
			構造B	9.6km/L以上